

京都市立芸術大学大学院学則を廃止する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 86 号

京都市立芸術大学大学院学則を廃止する規則

京都市立芸術大学大学院学則は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成24年3月31日以前の期に係る京都市立芸術大学の授業料の納期については、
なお従前の例による。

(芸術大学事務局整備改革推進室)